

平成 30 年 6 月 9 日

台風等による暴風警報・特別警報発令時の対応について

吹田市で『暴風警報』『特別警報』が発令された場合の開所および対応について、以下の通りご案内いたします。台風等の悪天候が予想される場合は、ご家庭でも気象情報のご確認をお願い致します。

【平日（土曜日や学校休業日以外）】

- ・ 午前9時の時点で『暴風警報』が発令している場合は、臨時休業とします。
- ・ 午前9時の時点で『暴風警報』が解除された場合は、通常通り開所します。
- ・ 午前9時以降に『暴風警報』が発令した場合は、送迎前は送迎を中止し、臨時休業とします。
- ・ 送迎中に『暴風警報』が発令した場合は、ご来所頂かず、ご自宅に速やかにお送りします。
- ・ ご利用中に『暴風警報』が発令した場合は、各ご家庭と連携し、お迎え頂くか送迎車でお送りするなど、速やかに安全にご帰宅して頂けるよう対応します。

【土曜日・学校休業日】

- ・ 午前7時の時点で『暴風警報』が発令している場合は、臨時休業とします。
- ・ 午前7時の時点で『暴風警報』が解除された場合は、通常通り開所します。
- ・ 午前7時以降に『暴風警報』が発令した場合は、送迎前は送迎を中止し、臨時休業とします。
- ・ 送迎中に『暴風警報』が発令した場合は、ご来所頂かず、ご自宅に速やかにお送りします。
- ・ ご利用中に『暴風警報』が発令した場合は、各ご家庭と連携し、お迎え頂くか送迎車でお送りするなど、速やかに安全にご帰宅して頂けるよう対応します。

【『暴風警報』以外の警報発令時】

『大雨警報』『洪水警報』『大雪警報』など、暴風警報以外の警報が発令された場合は、気象状況や交通状況によって判断し、開所や対応に変更がある場合は、ご連絡します。

【『特別警報』が発令された場合】

午前0時までに『特別警報』が発令した場合は、原則として翌日は臨時休業とさせていただきます。

午前0時から7時までに『特別警報』が発令した場合は、原則として当日は臨時休業とさせていただきます。

以上、ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。